

装置レンタル利用規約及び料金規定Ⅱ

小型オートクレーブ「ダンデライオン」貸出し利用について

株式会社 羽生田鉄工所

2019年5月1日 改訂版

平素より大変お世話になっております。

現在弊社にて研究開発の目的で幅広くご活用いただいております小型オートクレーブ「ダンデライオン」の貸出し利用につきまして、下記の通り利用規約及び料金規定を設けさせていただきました。本事業はPRを主旨とするものであり非営利目的の事業ではありますが、皆様に公平にご利用いただくため本規約及び規定を制定することとなりました。今後も時勢の変化に対応しながらより一層ご愛顧いただけますよう努力して参りますので、ご理解とご了承くださいますようお願い申し上げます。

【はじめに】

本規約及び規定は、(株)羽生田鉄工所（以下、当社）との間で小型オートクレーブ「ダンデライオン」（以下、本装置）の貸出し利用契約を行った方（以下、お客様）が、本装置を当社の工場からお客様の工場又は施設へ搬入し、長期に渡ってご利用いただくにあたり遵守していただく事項を定めるものです。

【1. 利用規約】

- (1) 原則としてお客様の工場又は施設への搬入予定日1ヶ月前までにお申し込みをお願いいたします。
- (2) ご利用期間は予め相談の上で決定することといたします。ご利用途中で変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- (3) ご利用期間中に本装置に著しく破損が確認された場合は、お客様のご判断で修理又は改造はせず、速やかに当社にご連絡ください。
- (4) ご利用期間中の当社の責に起因しない本装置の破損等による修理費は、お客様にご負担していただきます。
- (5) 当社に断りなく本装置の改造、解析、逆アセンブル、逆コンパイルおよびその他のリバースエンジニアリングはしないでください。
- (6) 上記(2)から(5)の項目に違反された場合、及び当社とお客様との間で取り決めたお支払い方法が遵守されなかった場合は、ご利用期間の途中でも本装置を撤収させていただきます。

【2. 料金規定】

- (1) 利用料金 10,000円/日
 - ・休日を含め20日以上ご利用の場合、200,000円/月を上限とします。
 - ・往復の運搬日を含みます。
 - ・当社の工場からお客様の工場又は施設への往復の運搬費は別途です。
- (2) お客様の工場又は施設へ搬入後、原則として当社の作業員が本装置の試運転確認とお客様への取扱い説明を行います。この出張経費は別途お客様にご負担していただきます。
- (3) ご利用期間終了後、撤去等で当社の作業員が出向した場合は、この出張経費を別途お客様にご負担していただきます。
- (4) ご請求方法及びお支払い方法は、当社とお客様とのそれぞれに定める社内規定を考慮し、事前に相談の上で決定することとします。

以上、ご確認いただき下記にご署名くださいますようお願いいたします。

お客様ご署名

上記、装置レンタルの利用に際し、本規約及び規定に同意いたします。

____年 ____月 ____日

御社名 _____ ご芳名 _____